

平成25年度第1回次世代育成支援対策地域協議会 会議録

日 時	平成25年5月19日(日) 10:00~12:00
場 所	鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階研修室
出席委員	中井会長、西委員、松岡委員、萩原委員、山本委員、加郷委員、 甲斐委員、末永委員、松村委員、中村委員、高田委員、村田委員、 吉田委員
欠席委員	菊池委員、小沼委員
事務局	望月健康福祉部参事(こども課長)、飯田保育支援室長 鈴木子育て総合相談室長、大木こども発達センター所長、 大野こども支援室長、高橋子育て支援センター所長、 星主査、乗田主任主事、安田主事
傍聴者	0名
議 題	(1) 後期行動計画進行管理一覧表 (2) 子ども・子育て会議について (3) その他
記 録	安田 健志郎

会 議 内 容

1 開 会 こども支援室長

2 あいさつ こども課長

(会長に議事を引き継ぐまでこども支援室長が進行。)

3 配布資料確認

4 事務局自己紹介

5 会長あいさつ

6 新任委員紹介

7 欠席委員確認

8 会議録署名人選出

(会長に議事を引き継ぐ)

(会長)

本日の会議録署名人についてであります。事務局説明をお願いします。

(事務局)

後日、事務局で本日の会議の記録を作成しますので、その確認の署名をお願いするものです。

従前より、公務員、会長、副会長を除き、名簿の順番によりお願いしております。今年度は松村委員、中村委員にお願いいたします。

松村委員、中村委員が選出された。

8 議題

(1) 後期行動計画進行管理一覧表について

(会長)

後期行動計画進行管理一覧表について事務局より説明願います。

(事務局)

《資料1及びこども課事業について、説明をする。》

(会長)

ただいまの事務局の説明に、ご質問、ご意見はありませんか。

質問は無いようですので、次に参ります。

(2) 議題2の子ども・子育て会議について

(会長)

次に議題2の子ども・子育て会議について、事務局より説明を願います。

(事務局)

《資料2-1、3、4に基づいて説明をする。》

議題の(2)の「子ども・子育て会議」についてご説明申し上げます。

はじめに、委員の皆様にお配りした資料2につきましては、平成25年4月26日に行われました、国の第1回子ども・子育て会議の資料になります。

新たに策定する事業計画についての経緯とそれに伴い、設置を予定します「鎌ヶ谷市版の子ども・子育て会議」についてと今後の予定について、資料2-1と資料3と資料4により概要をご説明申し上げます。

「子ども・子育て関連3法」資料2-1の3ページをご覧ください。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）」が国において可決成立され、消費税の引き上げ時期を踏まえて、平成27年度から本格実施が想定されております。これらの法律は、待機児童の解消や本格的な人口減少社会が到来したことを踏まえ、子どもを産み育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められていることから、国や地域を挙げて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合

いの仕組みを構築するということが社会の役割となっており、3法の趣旨に記載されている、幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を総合的に推進するものでございます。

主なポイントでございますが、1点目は「認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付」ということであり、施設型給付を創設するとともに、小規模保育等への給付ということで、地域型保育給付を創設するものです。この中で、施設型給付につきましては、今まで、幼稚園、保育園と別々の体系のなかで行われていた給付を一本化するものです。また、地域型保育給付につきましては、そもそも認可等の仕組み自体がなかったものに、仕組みや基準を作り給付をしていくものです。地域型保育給付の対象は、家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が挙げられます。

2点目の認定こども園制度の改善につきましては、全国で普及していない認定こども園についてのことであり、幼保連携型認定こども園について、国の内閣府で所管するとともに給付についても一本化していくものです。

3点目の地域の実情に応じた子ども・子育て支援につきましては、地域子育て支援拠点事業、つどいの広場など「地域子ども・子育て支援事業」について、仕組みを作り給付をしていくものです。

続いて4ページにまいりまして、これらの事業を実施するのは市町村であること、また、子ども・子育て関連3法の中心となる「子ども・子育て支援法」に市の役割として、これらの事業を行うにあたり、子ども子育てに係る地域のニーズを把握したうえで、需要の見込み量、提供体制の確保内容及び実施時期などを盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが法で定められております。市が計画を作成するうえで必要となる「基本指針」を国の子ども・子育て会議で決定し、国が市に示すこととなります。この基本方針の概要（案）が資料2-2～5になります。

次に、財源ですが社会全体による費用負担ということで、これらの子育て支援事業に必要な費用については、社会保障と税の一体改革で消費税財源を子育て支援の分野にしっかりと充てていくということで、0.7兆円確保することは決定していますが、さらにこの制度の質の向上、量の拡充を図るためには、1兆円程度が必要になるとの国会審議がなされているところです。

また、国は、有識者や事業主の代表、子育て当事者などが、子育て支援の政策プロセスなどに参画、関与することができる仕組みとして「子ども・子育て会議」を設置して、第1回の会議を先日開催したところです。この会議のなかで、自治体の計画策定の基となる基本指針の調査、審議をし、基本指針を今年の夏を目途に決定する予定で動いております。

また、法律が成立しましたが、「子ども・子育て会議」をどのように運用していくのか、また、幼保連携型認定こども園、小規模保育、地域型保育の基準、地域型給付の算定基準などを会議で決め、平成27年度の施行に向けて、自治体に示していくことになっております。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議を設置しておりますが、子ども・子育て支援法では、自治体においても条例の定めるところにより、子ども・

子育て支援に関する施策の実施状況を調査、審議するため、国に準じた地方版の「子ども・子育て会議」を設置するように努力義務が課せられております。

資料3が、国から設置を求める資料でございますが、今後、新しい制度を進めるなか、法で定められている「子ども・子育て支援事業計画」を策定するなどの事務処理をするにあたり、子育て当事者の意見を反映することをはじめ、国に準じた形で有識者や子育てに関わっている方々から意見をいただくことができるよう、当市においても「子ども・子育て会議」を設置していく方向で6月議会に上程の準備をしているところでございます。また、近隣市においても、同様に設置していく方向と聞いております。

「子ども・子育て会議」の設置にあたりましては、既に子ども達に関する会議として、次世代育成支援対策地域協議会がございます。この協議会につきましては、毎回、委員の皆様方から貴重なご意見をいただけること、また類似の会議を複数設置することは好ましくないと判断したことなどから、この次世代育成支援対策地域協議会の構成を基本として「子ども・子育て会議」を設置していく予定で準備しているところでございます。会議の設置については、議会で可決された後に、「子ども・子育て会議」を設置し、次世代育成支援対策地域協議会を廃止することになり、平成26年度まで行う次世代育成支援行動計画の進行管理も「子ども・子育て会議」のなかで審議いただくかたちを予定しております。委員の皆様は任期が8月14日まででございますので、議会で可決されたのちに推薦のご案内をさせていただき、あわせて市民公募委員の新規募集も進めるなど準備させていただく予定です。

今後のスケジュールにつきましては、資料4をご覧ください。

子ども・子育て関連3法の本格施行が予定されている平成27年度までの2年間のうち、平成25年度は「子ども・子育て支援事業計画」の策定に係るニーズ調査を9月以降に予定しております。このため、新たに設置する「子ども・子育て会議」で、ニーズ調査の項目などのご審議をしていただくことを検討しております。第1回目の「子ども・子育て会議」は8月以降に実施を予定し、25年度中の会議は3回程度を予定しております。

平成26年度中に「子ども・子育て支援事業計画」を策定するというスケジュールになります。計画期間は5カ年となっておりますので平成27年度から31年度までの5カ年を第1期の計画期間となります。

委員の皆様には、今後ともご指導ご協力をお願いいたします。

(会長)

何か質問はありますか。

(委員)

子ども・子育て会議の市民代表の枠に、障がい児や難病を抱える子どもの親の枠を作ってほしい。

(会長)

子ども・子育て会議の委員はどのようになるのか。

(事務局)

特に障がい児を持つ親の枠を設けることはしませんが、市民代表の枠は次世代育成支援対策地域協議会と同様に3名設けることになっております。

(会長)

他に何か質問はありませんか。

ないようでしたら、次に移ります。

議題3「その他」について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

《報償費について説明をする》

(会長)

何か質問等ありますか。

(委員)

私たちの事業は、障がいを持った児童の預かりが主な事業で、今は特別支援学校の子どもの多く、去年の夏あたりから特別支援教室に通っている子どもの預かりが増えてきている。発達障がいを抱えている子どもが増えているのは間違いなく、市内の普通学級に通っている子どものなかにも発達障がいを抱えている子どもがいたりもする。子どもに障がいがあると認めたくない親もいるので、卒業まで普通学級に通っている子どももいる。大人の方の多動症もあり、その方たちは子どもの頃に適切な支援を受けられておらず普通の就職ができないということで、私たちの事業のほうに通ってくる人もいる。学校に通っている頃に発達障がいの支援を受けていない子どもが多くいて、社会に出た時にコミュニケーションがうまくとれなかったり、仕事の技術量がなかったりということで普通の就職ができない人が多くなってきている。それを考えると、今後は学校等での支援を充実させていただきたいというのが今の実感である。今、いくつかの小学校から『きらら（注：心身障がい児に放課後デイサービスを提供している施設。特定非営利法人きらら）』に通ってきている子どもがいるが、普通学級にいる子もいます。まだ小学校に通い始めたばかりなので、親が『なかよしくラス（注：特別支援学級）』に入れなかったようだ。親の認識としては、子どもに発達障がいがあるということは薄々わかっているのだが、いつか治るという気持ちの方がいる。発達障がいは正しい支援を受けていけば、普通に就職をすることもできるので、発達障がいの子どもには支援を受けさせてほしい。昨年、鎌ヶ谷小学校で障がい児の将来について講演をさせてもらったが、保護者の中には子どもの将来が見えてこない

ため不安になっている方がいることがわかったので、子どもが今後どのように育っていくのか伝える必要がある。以前は学校の先生が夏休み等になると施設のほうに来ていたのだが最近はあまり来られなくなったので、また施設の様子を見に来ていただきたい。

(委員)

昨年の文部科学省の発表では、見込みではあるが6.5%が発達障がい児である。そういったなかで、鎌ヶ谷市では特別支援学級を設置しており、発達障がいの子どもに対する支援ということで、市内全小中学校に「ほほえみ先生」を配置している。これは千葉県全体を通してみても、発達障がいの子どもに対し市内全小中学校に職員を配置している市町村はなく、鎌ヶ谷市は先進的な取り組みを行っている。平成25年度は鎌ヶ谷小学校が1,026名、中部小学校は930名の児童数であり、学校に一人の「ほほえみ先生」では大変なことから二人を増やして市内小中学校に16名を配置して対応している。また、平成24年度から教育委員会に心理発達相談員の先生を配置してもらって相談を受けている。また、年に1度、発達障がいを理解してもらうために、大学の先生や市民の方を交え会議を行っている。学校の教職員は、発達障がいに関する研修会に参加しており、学校現場では発達障がいで苦しんでいる子どもや家庭に支援を行っている。

発達障がいは世間に理解されてきているのだが、学校現場で難しいのは、保護者の方が発達障がいを理解はしているが子どもが発達障がいであることを認めないことである。一番近くで見ているお母さんは自分の子どもの様子を見ているので辛さや支援が必要なこともわかっているが、ご家族とりわけ祖父母の方々は障がいという現実を受け入れられていないようで、発達障がいは特に受け入れられないようだ。心理発達相談員が巡回相談をした時に、専門家の診察が必要と言っているが、その事をなかなか家庭に繋げていくことが難しい。最近の本とかを読むと、中学校で荒れる子どもは、実は発達障がいであった子どもが結構いると書かれている。この子どもたちに小学校のうちに投薬治療などの正しい支援を受けさせていけば、中学校で荒れずに済んだのではないかと報道等でも耳にしている。その中でも、ありがたいことに鎌ヶ谷市では「ほほえみ先生」などの支援体制が整ってきているが、あとはいかにして保護者に繋げていくかということが課題と感じている。先ほど就職の話題が出ていたが、過去に報道で発達障がいの方が就職するという事を取り扱われていたが、アスペルガーの方は人間関係がうまく築くことが難しいが、能力的に高い方が多い。なので、ある会社では電話には出させないが、その人にはコンピューターを使わせるなど長けた部分を生かして仕事に取り組んでもらっているようだ。他の職員と違い、アスペルガーなどの障がいを抱えた職員は仕事にお菓子を食べてしまったりするのだが、周囲の職員が理解してその人の能力を伸ばしていくような会社も出てきている。大学の先生も言っていたが「子どももしんどい」ということをまわりの大人が理解して支援してあげることが大事であり、そのようなことを学校現場で取り組んでいる。

(委員)

私も入学式等に参加する機会があるが、入学生等にアスペルガーの児童がいることもある。アスペルガーとはどのようなものか興味を持ちアスペルガーに関する本を数冊読んでみたが、鎌ケ谷市の対応は他市に比べ進んでいると思う。知人の話を聞くと、市によっては先生の理解がないところが意外と多い。それを考えると鎌ケ谷市は本当に素晴らしいと思う。ある市では先生が偏見を持っているという話も聞く。また、父兄の方が偏見を持っていることもある。これは教師の偏見が無くなれば、父兄の偏見も無くなるのではないだろうか。1番辛いのは、発達障がい等の本人であり、次に家族の方である。発達障がい等の子どもを入学式や卒業式で見ていると、本当に大変であることがわかる。発達障がい等の子どもに、周囲の人が手を差し伸べて支えてあげることが大事であり、これは法律がどうこうと言った話ではなく、人間の心の問題である。

(委員)

幼稚園は社会の入口であり、子どもがわがままなだけなのか発達障がいを抱えているのかを親に伝えるのは、幼稚園の先生である。子どもの様子でおかしなところがあれば、治療に入るために早く保護者に伝えなければならないと考えているが、保護者に療育手帳を取らせる判断を強いてしまう辛さもある。だが、現実的に考えると35人の集団の中に発達障がいの子どもが入り、教員一人で見られるかと考えると、発達障がいの子どもにも負担が大きいため、それは無理である。昨年退園した発達障がいの疑いのある園児が二人いたが、その子どもの保護者には、幼稚園としてはその子のためにもう一人の先生を付けてあげなければならないと考えているため、その子は集団生活が営めるかどうかを主治医の先生に確認してほしいと伝えた。最終的には、保護者の方から発達障がいの子どもに特別な支援を受けさせることができる幼稚園に移るため、退園すると言ってこられた。市からの補助は、鎌ケ谷市在住の子どもを対象にしたものしかなく、県に大量の報告書を提出してようやく若干の援助が受けられるといった状況であり、加配の先生をつけることは非常に大変なことである。年少の間は、子どもたちの発達状況を勘案して補助の先生を多く配置しており、年少に関しては対処できるが年長になると対処が難しくなる。また、特別な支援が必要な子どもが鎌ケ谷市在住ではないため、補助金の対象とならない。だが、鎌ケ谷市外に在住していることを理由に断ることもできず、市外の子どもに対しても加配の先生を配置できればもう少し良い環境で子どもを育てる事ができる。鎌ケ谷市内に在住している子どもにも、障がいかがどうか微妙な子どももいる。少しでも良い環境で子どもたちを過ごさせるためにも、もう少し補助金があれば人件費を捻出することができる。また、虐待に関する情報などいろいろなところと協力体制を築いていくことができれば良いと考えている。

(会長)

私が子どものころには、障がいではないかといった考えはなかった。近頃は発達障がいといった言葉に対し認識がされるようになったために障がいを持った子どもが

増えたのではないか。6. 5%もの児童が発達障がいと聞いて驚いている。

(委員)

昔の偉人などには、今考えてみるとアスペルガーだったのではないかとされている人もいます。

(委員)

今の話を伺っていると、様々な所で連携が進んでいないのではないかと思います。親の支援に関しても、幼稚園も大変だとは思いますが、保育園にはもっといろいろな状況で入園させざるを得ない方もいると思う。

進行管理一覧表の実績達成度が★二つとなっているところは、大体が連携の部分である。連携については、子ども・子育て会議に引き継ぎ、現状のままでいくのか、それとも連携に関して新たな施策を設けるのであろうか。かたちとしてはできているが、★二つとなっているということは行政としても課題としているところであらうと思う。これらをどのように進めて後期行動計画が完了する27年度を迎えるのであろうか。

★一つとなっていた進行管理一覧表のNo.3の施策であるが、人が集まらなかったとのことであり、今後どのようにしていくのか伺いたい。

No.105の地域支えあいセンターは子育て支援拠点の位置づけはないとのことであったが、今後は子育て支援拠点としてどのような事業を位置づけていくのであろうか。

病児病後児保育については、以前も話題に上がったと思うが、利用者が少なく制度の改善について検討しますとの回答が続いているが現状はどのようなのだろうか。待機児童対策と併せて伺いたい。

(事務局)

進行管理一覧表のNo.3下段のところについてですが、生涯学習推進課に事前に確認をしたところ、イベントに参加したい人は直接会場に参集することになっており、事前予約等の制度をとっていなかったため、当日イベントに人が集まらなかった。今後については、過去に好評だった催しを再度実施するなど対応を工夫して取り組んでいくとのことであり、今後も自然体験学習の場は確保していく方針である。

(事務局)

連携に関してですが、発達支援ということで就学前の子どもについては、以前はマザーズホームと幼児療育指導室を別々の組織で運営していたが、児童発達センターという位置づけで平成24年度からこども発達センターを開設している。今後については、保育所や幼稚園の訪問支援等を行っていくなかで連携が課題となっているので、皆さまからの意見を参考にしていきたいと思っている。

また、子育てサロンやつどいの広場等の子育て支援拠点事業に関しては、南児童センターで新たに開設する計画でいる。つどいの広場に関しては、毎年開設箇所数を増やし、0～2歳児の幼稚園就園前の幼児を持つ親が子を連れて出かけられる場となる

よう考えている。

つづいて、病後児保育についてですが、ご指摘いただいたように利用が進んでいないということも事実としてある。ただ、病後児を預かる場所も必要であるため、病後児保育に関しては引き続き検討を続けていく考えでいる。

最後に、待機児童についてですが、現在の状況は国基準で39名の待機児童が生じている。担当からも話があったが、待機児童の大半が0～2歳であり、待機児童の受け皿として、2カ所で16名の家庭的保育の定員拡充を緊急に整備した。待機児童については、都市部で社会問題となっているため、私立や保育園については定員の弾力的な運用を行っていただいております、公立の保育園に関しても定員の弾力的運用を図り、保育士を確保して児童一人あたりの面積を考慮しながら対応している。

(委員)

先ほど、病後児保育について検討中であると言っていたが、私は過去に数回、病後児保育を利用したことがある。当時は鎌ヶ谷市になかったため、他市に預けに行かなければならず、朝から夕方まで預かってもらうために他市まで1時間かけて移動をし、帰ってきて2、3時間だけ仕事をして、また1時間かけて迎えに行かなければならなかった。そこまでして仕事をしなければならない親もいるので、ぜひ市内に病後児保育を設けていただきたい。

進行管理一覧表の★二つであったNo.54であるが、この事業の進展状況はどうなったのであろうか。

(事務局)

現在、鎌ヶ谷総合病院にお願いをして病後児保育を実施している。1日4名の定員で、鎌ヶ谷市在住の方は1時間当たり300円の料金で利用することができる。あらかじめ、鎌ヶ谷総合病院かこども課の方に登録をしていただく必要があり、利用する際は利用申込書を記載してもらい、鎌ヶ谷総合病院の小児科に直接提出していただく必要がある。しかし、予約制となっており、利用を希望する日の前日午後3時までに提出しなければならないため、急な対応ができなくなっている。以前にも、委員の方からもう少し利用しやすくしてほしいとの意見があったが、現在も利用方法に関しては改善できていない現状にある。

(委員)

登録とは、子どもが病気ではないときからあらかじめしておくものなのだろうか。

(事務局)

あらかじめ登録していただいたうえでの利用となる。

(委員)

利用する方の立場としては大変使いづらく感じる。少なくとも、利用する際に何か書類を書くくらいなら良いが、あらかじめ登録をしなければならないということは病

気を覚悟しておかなければならない。行政では、手続きが大変などといった問題があるのかもしれないが、使いたい人が使いたい時に使える制度に改善してほしい。

(事務局)

病後児保育については、引き続き検討させていただきます。

(事務局)

原則として病後児保育は事前に登録が必要ではあるが、やむを得ない場合には、当日病院に直接行って利用ができるようになっている。登録した後も前日までの予約が必要であるが、当日の利用者が定員の4人に満たない場合には当日の利用申請でも対応はできる。

(委員)

発達障がいの子どもに関して、学校としては小学校に入る前に幼稚園や保育園からの引き継ぎをお願いしたい。新一年生の学級編成をするにあたり、子どもの実態を把握しておかないと学級を編成した後に大変になってしまうこともあるため、幼稚園や保育園にご協力いただいて引き継ぎをさせていただきたい。また、こども発達センターと連携して「サポートファイル」を作成している。これは、教育委員会の担当である心理発達相談員、特別支援を担当している指導主事とこども発達センターの職員と引き継ぎをさせていただいている。今年度から、サポートファイルを持っている保護者とは、入学する前に学校の校長あるいは担当の職員と子どもの状態や必要な支援は何かということ、サポートファイルを基に話し合っている。入学後、保護者の方が持っていたサポートファイルは、校長室の金庫の中で保管されている。そのサポートファイルには、過去の支援の内容が入っているので、学校も支援した内容をサポートファイルに記載していき、そのサポートファイルに基づき支援を行っている。通院の際は、サポートファイルを持って行き、学校での子どもの様子などが医師に伝わるようにし、医師からも子どもの状況をサポートファイルに記録してもらうようにしている。サポートファイルは大人になるまで管理していくことになる。

(委員)

サポートファイルというものがあるということを知ったのだが、以前はなかったように思う。

障がい者支援として、障がい者がサービスを受ける「サービス計画」というものがあり、相談事業者が鎌ヶ谷市には少ない。27年度には1人ひとりに個別のサービス計画をたてなければならず、計画の作成にサポートファイルの活用はできないか。また、環境が変わるときに、親が子どもについていろいろ説明しなければならないことは辛い。様々な場面でサポートファイルの活用ができると良い。

(事務局)

こども発達センターでサポートファイルを作り始めたばかりである。こども発達セ

ンターを利用された方にはサポートファイルについて周知しており、サポートファイルはこども発達センターを利用してからの事は書けるが、それまでの間の成育歴については保護者の方が記入をしていただいている。サポートファイルは今後に繋げていくことができるものであり、保護者からの要望があれば作るようにしている。特に、こども発達センターの利用者全員に対して強制的に作成しているものではない。強制的に全員作る方がいいのか、あくまで保護者の任意の方がいいのかは職員の間でも意見が分かれているところである。

(委員)

保護者は全員サポートファイルを欲しいと思う。病院等に行ったときに、全部説明しなければならぬということ、保護者は全部覚えていなければならないということであり、とても何年も前の細かい事まで覚えていられない。発達障がいの児童は思春期になるとてんかん発作を起こすこともあり、そのときにサポートファイルがあると、子どもの事を医師に伝えることが容易になる。

(委員)

サポートファイルは、母子手帳と同じような物という理解をしていただきたいと学校で説明をしている。サポートファイルを医師に見せれば、母子手帳と同じように過去にどのような支援を受けてきたのかがわかるようになるよう活用していきたいと考えている。しかし、サポートファイルは、保護者の方の理解が難しいということもある。保護者の方は、サポートファイルを学校に持って行き校長や担当の先生と話し合いをするのだが、数名の保護者はそれを拒否した方もいた。まだまだ、サポートファイルを活用していくことは難しいところもあると感じた。

(委員)

障がいを持っている人は、サポートファイルが様々な場面で役立つということをおかしていない。もっとサポートファイルというものがあるということが浸透すれば、また変わると思う。

(委員)

障がい者支援の制度があるということを知らない保護者も多く、制度の周知が重要となる。情報発信しているつもりだが、なかなか伝わらない。

9 閉 会 中井会長

以上で会議は終了した。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、次に署名する。

平成25年7月3日

氏名 松村 幸江

氏名 中村 弘